

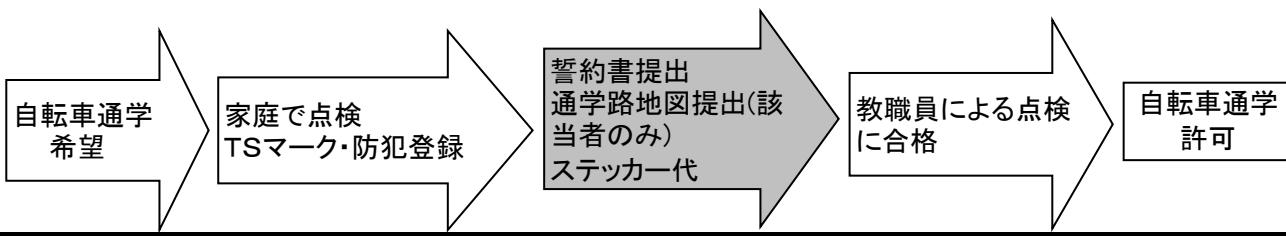
令和7年度 自転車通学許可規定

七城中学校生徒指導部安全担当

本校では下記の規定・厳守事項を守ることができ、自転車通学を希望する者に限って、許可するものとする。

規定

- 1 自転車通学は、距離や部活動加入に関係なく、保護者・生徒の希望により許可する。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、誓約書提出前に家庭で自転車の安全点検を行う。
(TSマークの貼付け(または、同様の保険加入)。かつ、防犯登録済み)
- 3 自転車は、体格に合い、通学に適したもので、前カゴ・荷台を取り付ける。
- 4 自転車通学を希望する生徒は、誓約書を提出し、学校長の承認を得る。
- 5 通学路を学校配布の地図プリントに赤線で明記し提出する。
- 6 誓約書・通学路地図を提出後、教職員による自転車点検に合格したうえで自転車通学を許可する。
- 7 通学を許可された生徒は、交通ルールを遵守し、安全運転に徹する。
- 8 保護者の指導・監督のもと、生徒はこの規定及び「自転車通学厳守事項」を守る。



自転車通学厳守事項（重要）

○ 次の交通安全ルールを遵守すること。

- 1 記名したヘルメット（白でゆるみのないもの）、および安全タスキを着用する。
- 2 自転車点検を適時受けること。（不良車は一週間以内に整備する。）
- 3 自転車の改造をしない。
- 4 荷台を曲げること（曲がっているもの）は禁止とする。
- 5 雨天時に乗車する場合は、雨ガッパを着用する。なお、傘の使用は禁止する。
- 6 二人乗り、無灯火、並進走行、一旦停止無視や無理な横断などの危険行為は禁止。
- 7 バッグは、必ず荷台に荷ひもで固定する。

○ 上記の事項に違反した場合は、次の対応とする。

（違反） 1回目 …厳重注意

2回目 …3日間の自転車通学停止

3回目 …1週間の自転車通学停止

4回目 …自転車通学禁止（その学年中）

違反の場合、停止通知書を受け取り、
保護者と記入のうえ、速やかに担任を通じて安全担当の係に提出する。

○ 休日・長期休業中の部活動においても、自転車通学厳守事項を守ること。

※ なお、日常で自転車に乗る場合も安全に十分留意すること。